

意向調査の実施等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学学長選考等に関する規程(以下「選考規程」という。)第9条第3項の規定により、意向調査の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開講演会の開催)

第2条 学長選考会議(以下「選考会議」という。)は、意向調査の実施前に、公開講演会を行う。

- 2 選考会議は、公開講演会の場を設けたときは、速やかに、その期日、場所等を学内に公示する。
- 3 選考会議は、学長候補者から提出された所信表明を学内に公示し、周知を図るものとする。

(意向調査票)

第3条 意向調査は、選考会議が発行する意向調査票を用いて行う。

- 2 意向調査票の内容及び様式は、選考会議が別に定める。

(質問公募)

第4条 選考会議は、公開講演会開催に際し、事前に候補者への質問を公募する。

- 2 公募方法等は、選考会議が別に定める。

(公開講演会の手順)

第5条 公開講演会は、以下の手順で行う。

- (1) 学長候補者は、1名ずつ登壇し、所信表明を行う。
- (2) 全ての学長候補者の所信表明後、同候補者が全員登壇し、質疑応答を行う。
- 2 質疑応答は、次の各号に定める内容で行う。
 - (1) 第4条第1項において事前公募した質問の中から選考会議が選択した質問及び応答
 - (2) 選考会議の委員が行う質問及び応答
 - (3) 選考会議の議長が認めるところにより学長候補者が行う質問及び応答
 - (4) その他選考会議の議長が認める発言
- 3 その他公開講演会について必要な事項は、選考会議が別に定める。

(意向調査の手順)

第6条 意向調査は、以下の手順で行う。

- (1) 公開講演会の受付において、選考規程第9条に規定する意向調査対象者に対し、第3

条に規定する意向調査票を交付する。

- (2) 選考会議が公開講演会の開会を宣言した時点で、意向調査票の交付は終了する。
- (3) 公開講演会の途中で、やむを得ず退席する場合は、意向調査票を所定の場所に返却する。この場合、意向調査票は無効として取り扱う。
- (4) 意向調査票は、公開講演会終了後、選考会議が指定する時限までに所定の場所に提出する。指定された時限までに提出されなかった意向調査票は無効とする。
- (5) 選考会議が、意向調査票に、記名漏れ、記載内容が読み取れない等不備があると認めた場合は、その意向調査票を無効とすることができる。
- (6) 選考会議は、提出された意向調査票の内容について、必要に応じて記載者に面談を行うことが出来る。

(情報の取扱)

第7条 選考会議の委員は、意向調査の過程で知り得た情報を漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、意向調査の実施等に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。